二　地域学校協働活動に係る補助に関すること（文化庁及び男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。
三　［略］
四　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、地域学校協働活動に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。
五　教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、地域学校協働活動に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。
3～10　［略］
（企画官、教科書調査官及び視学官）
第二十二条　初等中等教育局に、企画官二人、教科書調査官五十六人及び視学官十一人を置く。
2～7　［略］
（企画官、健康教育調査官、食育調査官、学校保健対策専門官及び学校給食調査官）
第三十一条　健康教育・食育課に、企画官一人、健康教育調査官二人並びに食育調査官、学校保健対策専門官及び学校給食調査官それぞれ一人を置く。
2～4　［略］
［項を削る。］
5・6　［略］
（大学研究力強化室及び資金運用企画室並びに連携推進専門官）
第五十七条　大学研究基盤整備課に、大学研究力強化室及び資金運用企画室並びに連携推進専門官一人を置く。
2　大学研究力強化室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　［略］
二　国立研究開発法人科学技術振興機構の行う国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）第二十三条第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関すること（資金運用企画室の所掌に属するものを除く。）。
3　［略］
4　資金運用企画室は、国立研究開発法人科学技術振興機構の行う国立研究開発法人科学技術振興機構法第二十三条第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同法第二十七条第二項に規定する助成資金運用の業務に関する事務をつかさどる。
5　資金運用企画室に、室長を置く。
6　［略］

二　地域学校協働活動に係る補助に関すること（文化庁並びに教育人材政策課及び男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。
三　［同上］
四　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、地域学校協働活動に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに教育人材政策課及び男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。
五　教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、地域学校協働活動に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに教育人材政策課及び男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。
3～10　［同上］
（企画官、教科書調査官及び視学官）
第二十二条　初等中等教育局に、企画官二人、教科書調査官五十六人及び視学官十二人を置く。
2～7　［同上］
（企画官、健康教育調査官、食育調査官、学校放射線対策専門官、学校保健対策専門官及び学校給食調査官）
第三十一条　健康教育・食育課に、企画官一人、健康教育調査官二人並びに食育調査官、学校放射線対策専門官、学校保健対策専門官及び学校給食調査官それぞれ一人を置く。
2～4　［同上］
5　学校放射線対策専門官は、学校における被ばく放射線量の低減その他の放射線に係る対策に関する専門的事項についての企画及び立案並びに調査、指導及び助言に当たる。
6・7　［同上］
（大学研究力強化室及び連携推進専門官）
第五十七条　大学研究基盤整備課に、大学研究力強化室及び連携推進専門官一人を置く。
2　大学研究力強化室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　［同上］
二　国立研究開発法人科学技術振興機構の行う国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）第二十三条第五号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関すること。
3　［同上］
［項を加える。］
4　［同上］
［項を加える。］